

令和 8 年三重県議会定例会

豊かで美しい三重の海づくり 調査特別委員会

委員長報告案

令和 年 月

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

【I 委員会の取組経過】

1 委員会の設置目的

三重県は、千キロメートル以上に及ぶ海岸線を有し、水産業については、豊かな漁場に恵まれ、全国でも有数の生産量を誇るほか、日々の生活や観光など、様々な形で豊かな海の恵みを享受しており、三重県にとっての「海」は、水産業そして、県民の暮らしにとって、非常に重要なものです。

しかしながら、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少など、三重県における海をとりまく環境は、年々厳しさが増しているところです。

このような中、令和7年11月、本県において41年ぶり、2回目となる「第44回全国豊かな海づくり大会」が開催されました。

その成果も踏まえ、大会後も見据えて、豊かで美しい三重の海を次世代へ引き継いでいくことをめざして、取組を推進していくことが重要です。

そのような背景のもと、海をとりまく様々な観点からの総合的な対策について調査し、着実に推進することを急務と捉え、特別委員会の設置に至りました。

2 調査概要

本委員会では、

1. 伊勢湾の水質総量規制の在り方及び三重県沿岸の水質の在り方
 2. 三重県沿岸海域における漁場づくり
 3. 海業の振興支援を含めた観光資源としての海域の活用方策
 4. 豊かな海づくりに資する森林の適切な管理の在り方
- の4つを重点調査項目に位置づけ、県内外の関係機関・団体等の調査を含めて、様々な調査方法を用いて委員会活動を行ってきました。

委員会は、これまで●回にわたり開催し、県当局からの聴き取り調査のほか、漁業関係者、国、学識経験者といった、様々な分野から9名の参考人を招致し意見交換を行うなど、幅広い観点から分野横断的に、調査を重ねてきました。

こうした調査を踏まえて、積極的かつ濃密な委員間討議を行い、県政の発展に向けた独自の政策提言を取りまとめましたので、以下、県当局に対し、委員会としての意見を申し述べます。

【Ⅱ 委員会の意見】

1 順応的な自然環境への働きかけ

最初に、「順応的な自然環境への働きかけ」についてあります。

海における生き物が暮らす環境の保全は、海の恵みの享受など、豊かな県民生活にとって不可欠であり、海づくりの取組の推進にあたっては、生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環を構築する必要があります。

現在、三重県の海の環境については、豊かな生態系を確保

する上で必要となる栄養塩類の不足が発生しているほか、気候変動の影響や、長期にわたる黒潮大蛇行の影響による海水温の上昇が、海の生き物の暮らす場でもある藻場の減少につながっており、それらが漁業生産の減少等の要因となっています。

こうした状況を踏まえて、生き物が暮らす観点での海洋環境保全の取組として、水質のあり方については、漁業生産量が十分に確保できていた時期も参考にしつつ、県としてめざすべき水環境について関係者との合意形成を図り、人為的にできる取組を実施することや、藻場の再生等に着実に取り組んでいくことが重要です。

のことから、県当局におかれましては、

- ① 生き物が暮らす観点でのめざすべき海洋環境の水準の設定と科学的な管理を行うためのモニタリング体制の整備
- ② 順応的な海域の栄養塩類管理の推進
- ③ 地域における藻場・干潟等の再生・創出・保全の取組の推進

④ 漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進に取り組まれることを要望します。

2 多様な主体の参加と連携の促進

次に、「多様な主体の参加と連携の促進」についてであります。

海という共通の財産を守り育んでいくためには、「人」の力が不可欠であり、地域に根付き、海を守り、育む人材確保が重要であり、それぞれの地域において、関係者が一体となって、自主性を持って取組を推進する必要があります。

その実現に当たっては、漁業関係者や地元自治体のみならず、地域、企業、研究機関、そして一人ひとりの力を結集し、多様な主体の参加と連携を図ることが不可欠です。

このような参加と連携を促すため、人と海とのつながりを行政として支え、情報共有や活動の連携等が円滑に進むようなネットワークの構築を促進することが重要です。

また、海づくりの活動が地域で適切に実施されるためには、現場で実行する人材の確保や育成が不可欠であり、海を守り

育む人材の育成・確保が重要です。

このため、子どもや若者が海に実際に触れ合う機会を充実し、海に親しみを持つてもらうための、海洋に関する教育が果たす役割は大きいと考えられ、海洋教育によって子どもたちの海への関心を高め、それにより、自然観・郷土愛・定住志向の醸成につなげることで、地域活性化にも資する取組としていくことが重要です。

のことから、県当局におかれましては、

- ① 豊かで美しく親しみのある海づくりを行うための県全体での気運の醸成
- ② 海洋教育の推進による自然観・郷土愛・定住志向の醸成

に取り組まれることを要望します。

3 人と自然が共生した地域資源の利活用の促進

最後に、「人と自然が共生した地域資源の利活用の促進」についてであります。

水産業は、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展や、漁村文化

や漁村コミュニティの形成などに貢献し、県民の健康で充実した生活の基礎として重要なものです。

このため、水産物の安定的な供給に向けては、漁船漁業、養殖業のそれぞれの分野において、産業としての成長を促進するための環境整備に取り組み、また、的確な水産資源管理を推進することで、競争力のある持続可能な水産業の振興に取り組むことが必要です。

また、本県は長い海岸線を有しており、海や漁村を観光資源として有効活用することで、自然、文化、食など様々な面で、国内外の観光旅行者を魅了するポテンシャルを有していると考えられます。

人口が減り、少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域の活力の維持・発展に不可欠であり、海や漁村を活用し、観光振興も含めて、漁業以外の産業の取り込みを推進するなど、漁村地域の活性化や所得向上に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。

のことから、県当局におかれましては、

- ① 産業としての成長を促進し、競争力のある水産業を実

現するための環境整備

- ② 的確な水産資源管理を通じた持続可能な水産業の振興
 - ③ 海業の振興支援、海や漁村を活用した観光振興
- に取り組まれることを要望します。

【Ⅲ 結語】

豊かで美しく親しみのある海づくりの好循環の創出のためには、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整え、持続可能な形で、自然、社会、経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要があります。

このため、本委員会では、これまで申し述べました、委員会としての意見をまとめて、委員会発議の国への意見書案及び県当局に対する提言書を取りまとめました。

意見書案については、この後ご審議いただき、可決されれば、国に対し、豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める要望を行っていく所存です。

また、県当局におかれましては、提言書を踏まえ、その取

組の状況について、適宜、県民及び議会にお示しいただき、
「全国豊かな海づくり大会」という歴史的な大会によって高
まっている気運も生かしながら、県民共通の貴重な財産であ
る「海」を次世代へ引き継いでいくことをめざして、県全体
でしっかりと取組を進めていただきますよう求め、本委員会の
報告といたします。